

## 令和3年度 科研費申請補助事業 募集要領

### 1. 目的

文部科学省科研費の獲得を推進するために科研費申請補助制度を設ける。

### 2. 補助額

令和3年度は、原則1件あたり10万円。

但し、当該年度の「科研費申請補助事業」の予算枠と件数により変動することがある。

### 3. 応募資格者

下記の1) から2) を全て満たすもの。

- 1) 公立大学法人宮崎県立看護大学就業規則第2条第1項に規定する教員
- 2) 令和3年度科研費に申請したが採択されなかった教員（研究代表者に限り）で、審査結果が「A」であった教員

### 4. 応募条件

応募資格者のうち、令和4年度科研費に申請することを確約できる教員（研究代表者に限り）。

### 5. 提出書類及び方法

- 1) 申請書(様式1)
- 2) 令和3年度科研費申請の審査結果プリントアウト 1部  
\* 審査結果に氏名欄が無い場合は、1頁目の右上に氏名を書き込むこと（手書き可）

### 6. 提出先

総務課経営企画担当 主幹

（内容に関する問合せは、研究推進委員会長に e-mail にて行う。）

### 7. 提出期限

令和3年7月30日（金）17時

### 8. 審査・決定

研究推進委員会により応募資格を確認し、支給を決定する。

### 9. 審査結果の通知

応募者には決定された補助額等を通知する。

### 10. 報告等（提出先；総務課経営企画担当）

補助を受けた教員（研究代表者）は以下の報告を行う。

- 1) 所定の様式(様式2)にそって実績報告書を作成し、令和4年3月末までに提出する。

### 11. 留意事項

- 1) 2年続けての補助申請はできない。
- 2) 令和4年度の科研申請を行わなかった場合、補助の返還を求める。
- 3) 補助を受けた教員については、その氏名を公表する。

## 令和3年度「重点研究・教育」助成事業 募集要領

### 1. 目的

大学として重点的かつ戦略的に取組む研究及び教育を推進するものであり、特色ある研究及び教育の育成と推進を目指し、看護学教育・研究の発展、地域貢献に寄与するため、「重点研究・教育」助成制度を設ける。

### 2. 募集課題

原則として以下の5つの課題について領域横断的に取り組むことを推奨する。

#### (1) 本学の特色ある教育・研究の推進

- ・臨地実習による力量形成プロセスの明確化（見える化）
- ・本学の教育分野の再構成（普遍・専門基礎・専門）のあり方
- ・看護の研究方法論の検討（融合・統合）等

#### (2) 教育の改革・改善

- ・キャリア支援教育方法の開発（卒前教育・卒後教育）
- ・グローバル人材育成のためのカリキュラム開発
- ・教育教材の効果評価（知識と理解の定着性）等

#### (3) 研究の推進

- ・国際共同研究
- ・教員の海外派遣・国際交流
- ・産学官共同研究 等

#### (4) 情報化社会に対応した教育・研究の基盤整備

- ・ICTを活用した教育の普及状況とその効果
- ・共同研究のためのネットワーク構築 等

#### (5) その他独創的な研究・教育

- ・地方創生の推進（官学連携事業評価システムの構築）

### 3. 補助額

原則1件当たり、上限100万円/年とする。但し、当該年度の「重点研究・教育助成事業」の予算枠と件数により変動することがある。

### 4. 応募資格者

#### (1) 研究代表者

下記の①及び②を満たす者

- ① 公立大学法人宮崎県立看護大学就業規則第2条第1項に規定する教員。
- ② 上記教員のうち、助教・講師・准教授・教授。

#### (2) 研究分担者

公立大学法人宮崎県立看護大学就業規則第2条第1項に規定する教員。

#### (3) 連携研究者（研究費は配分されない）

下記の①もしくは②を満たす者

- ① e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者で、かつ、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、令和2年度に、「その交付の対象としないこと」とされていない者。
- ② 研究課題の分野に関して、経験豊富な実践者。

- \* 研究代表者としての申請は1件とする。
- \* 学外の研究者は、研究代表者・研究分担者とはなれない。

## 5. 応募条件

- (1) 学内公募によって募集する。
- (2) 研究期間は、原則 2～3 年程度とする。
- (3) 各年度末に提出された実績報告書をもとに、審査委員会において、次年度の研究費配分額を決定する。

## 6. 認定基準

- (1) 本学が掲げるにふさわしい、学術的及び社会的に重要性の高い研究を対象とする。
- (2) 研究を推進するにあたり、十分な研究者が参加した研究チームが形成され、共同研究を進める研究体制が整っている。
- (3) 研究を推進できる実績がある。
- (4) 自律的な継続性・発展性が期待できる。
- (5) 当該研究の成果による波及効果が期待できる。
- (6) 宮崎県の保健、医療、福祉の向上への貢献が期待できる。
- (7) 領域及び分野をこえた、学内での横断的な研究及び教育プロジェクトである。

## 7. 審査方法及び結果の通知

- (1) 審査委員会において審査する。
- (2) 審査結果は、交付額決定とあわせ、応募者に通知する。

## 8. 提出書類及び方法等

- (1) 所定の様式(様式1、2)にそって申請書を作成し、申請代表者がe-mailにて提出する。
- (2) 所定の期日までに提出する。 提出期限 令和3年1月29日(金) 17時
- (3) 提出先 総務課経営企画担当 ohata-k@mpu.ac.jp

## 9. 研究成果の報告等

採択された研究課題の研究代表者等は、以下の報告等を行う。

- (1) 所定の様式(様式3)にそって実績報告書を作成し、令和4年4月10日までに提出する。
- (2) 研究終了時には報告書(冊子体)を提出する。これをもって研究終了とみなす。
- (3) 研究成果については原則として学会等において発表を行い、論文化する。
- (4) 提出先 総務課経営企画担当 ohata-k@mpu.ac.jp

## 10. 留意事項

- (1) 採択された研究課題については、研究課題名、研究代表者等氏名、研究成果(報告後に)をホームページ上で公表する。
- (2) 科研費に申請する/した研究内容と同じ研究内容を申請しても差し支えない。但し、科研費に採択された場合は、研究内容の重複は避けること(他の研究助成事業についても同様)。

## 令和4年度 若手・大学院生奨励研究助成事業 募集要領

### 1. 目的

学内の優れた教育・研究活動の推進、また、戦略的・重点的に事業を展開し、教育研究活動の活性化と一層の発展を図るため、若手・大学院生奨励研究助成制度を設ける。

### 2. 応募資格者

#### (1) 研究代表者

以下の教員または大学院生の応募資格のいずれかを満たす者（教員かつ大学院生の場合には、いずれかの資格があれば応募できる）。

① 教員に関しては a 及び b を満たす者。

a. 公立大学法人宮崎県立看護大学就業規則第2条第1項に規定する教員。

b. 上記教員のうち、助手・助教・講師、または39歳以下（令和3年4月1日時点）の准教授・教授。

② 大学院生に関しては a 及び b を満たす者（年齢制限はなし）。

a. 令和4年4月1日付で看護学研究科第2年次以降の者。

b. 研究奨励助成金の上限額を超える額の他の給付金等を得ていない者。

（ただし、日本学生支援機構奨学金及び授業料免除の該当はこの限りではない。）

#### (2) 研究分担者

公立大学法人宮崎県立看護大学就業規則第2条第1項に規定する教員。

#### (3) 連携研究者（研究費は配分されない）

下記の①もしくは②を満たす者。

① e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者で、かつ、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、令和3年度に、「その交付の対象としないこと」とされていない者。

② 研究課題の分野に関して、経験豊富な実践者。

※学外の研究者は、研究代表者・研究分担者とはなれない。

※代表者として若手・大学院生奨励研究へ応募しようとする者は、他の若手・大学院生奨励研究応募の分担者とはなれない（重複応募は不可とする）。

### 3. 研究期間及び応募額

	研究期間	応募額
若手・大学院生奨励研究（1年）  若手教員の研究活性化を図るとともに、大学院生への研究支援を行い、中期計画における目標達成等を目指すものである。	1年間 ・研究テーマは自由とする。 ・ただし、年度計画（令和3年度）に関連した研究テーマである場合は、関連させる年度計画の通し番号を申請時（研究計画）に記載すること。	原則1件あたり ・教員 100万円/年 ・大学院生 50万円/年 但し、当該年度の若手・大学院生奨励研究助成事業の予算枠と件数により変動する。

### 4. 提出書類及び方法等

(1) 所定の様式（教員は様式1教員用、大学院生は様式1大学院生用）にそって若手・大学院生奨励研究計画書を作成し、申請代表者が e-mail にて提出する。

- (2) 所定の期日までに提出する。提出期限 令和4年1月31日(月)午後5時  
(3) 提出先 総務課経営企画担当 mizuma73@mpu.ac.jp

5. 審査方法

審査委員会において審査する。

6. 審査結果の通知

応募者には審査結果を通知する。

7. 研究成果の報告等

採択された研究課題の研究代表者等は、以下の報告等を行う。

(1) 所定の様式(教員は様式2 教員用、大学院生は様式2 大学院生用)にそって実績報告書を作成し、令和5年5月31日17時までに提出する。

(2) 研究成果については、原則として学会等において発表を行い、論文化する。ただし、結果が出るまでには時間がかかるなど実績報告提出まで間に合わない場合は、「次年度〇月の〇〇学会で学会発表を行う予定」や「～学会に抄録提出済」のように記載すること。この場合、発表後に報告すること。

8. 留意事項

(1) 採択された研究課題については、研究課題名、研究代表者等氏名、研究成果(報告後に)をホームページ上で公表する。

(2) 科研費に申請する/した研究内容と同じ研究内容を申請しても差し支えない。但し、科研費に採択された場合は、研究内容の重複は避けること(他の研究助成事業についても同様)。

(3) 研究経費の執行については、個人研究費等の執行に準じるものとするが、大学院生については、担当の研究指導員に予算配分を行い、研究指導教員の責任のもとでの執行とする。なお、大学院生は備品費(5万円以上の物品図書については2万円以上)、賃金については計上できない。